

三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、支援を必要とする高齢者、障害者（児）等の在宅福祉の向上、地域福祉の推進及びボランティア活動の育成を図るなど、地域福祉の推進を目的として活動する民間ボランティア団体（以下「団体」という。）に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 この要綱により助成金を受けることができるものは、三宅町社会福祉協議会（以下「本会」という。）にボランティア登録し、かつ三宅町ボランティア連絡協議会に登録している団体で、三宅町内又は広域で活動する次の各号のいずれにも該当する団体とする。

ただし、市町村や自治会又は他の社会福祉協議会から助成金や補助金の交付を受けている団体や、委託金や参加費を含めた自己資金にて活動が可能と認められる団体は対象外とする。

- (1) 活動拠点または主な活動場所が三宅町内にある団体で、本会にボランティア登録し、1年以上経過しているもの
- (2) 月1回以上ボランティア活動又は定期会議を行う団体で、磯城郡以外における活動より三宅町及び磯城郡内にて活動する頻度が高いものもしくは、これに準ずると三宅町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めたもの

(助成の対象となる経費)

第3条 この要綱により助成の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。ただし、毎年4月1日から翌年3月31日までに実施する事業等に必要経費とする。

- (1) 講師謝礼
- (2) 会場・機器等の借上げ料
- (3) 研修会等の研修費及び交通費
- (4) ボランティア活動に要する消耗品費
- (5) 印刷費
- (6) 通信運搬費
- (7) 雑役務費（ボランティア保険等加入費等）
- (8) その他、会長が特に必要と認めるもの

(助成の対象とならない経費)

第4条 次の各号に定めるものは、助成の対象としない。

- (1) 宗教・政治・営利活動に要する費用
- (2) 物品・現金の寄贈や販売を含む活動に伴う費用
- (3) 活動者のみを対象とした定例会・ミーティング・親睦会などの会合の飲食費
- (4) 慶弔費
- (5) 個人の所有になる備品購入費用や資格取得に要する費用

(助成金の額)

第5条 この助成金は、本会が実施する赤い羽根共同募金運動による地域助成金を財源とし、三宅町共同募金委員会審査委員会の審査を経て、当該年度の予算の範囲内で実施する。

2 助成金の額は1団体につき年間30,000円を上限とする。

3 申請額の総額が当該年度における予算の範囲を超える場合は、申請団体で一律の割合で減額した額にて審査を受けるものとする。ただし、申請額が上限額未満であり、一律に減額される金額が、申請した金額を下回らない場合は一律減額の対象とはならない。

(交付申請)

第6条 助成金の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度指定された期日までに、会長に提出しなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 活動実施計画書（第2号様式）及び収入支出予算書（第3号様式）

(3) 前年度の活動写真やチラシ等活動の内容が分かるもの

(4) その他、会長が必要とする書類

2 助成金の交付申請の提出期限は毎年度1月末日までとする。ただし、末日が土日祝の場合は、直前の運営日を提出期限とする。（削除）

3 申請の記載については、本助成金にかかる活動及び収支のみ記載すること。

(申請の結果)

第7条 会長は、三宅町共同募金委員会の審査委員会の審査の結果に基づき、助成金の交付の可否を決定する。また、その結果は、本会会長が三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金交付決定通知書（第4号様式）又は三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金不承認通知書（第5号様式）により申請者に結果を通知するものとする。

2 前項において、不承認の場合においても、申請書類等は返却しない。

(助成金の交付)

第8条 助成金は当該活動の運営実態を考慮し、その円滑な運営のため、原則として概算払いとし、三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金交付請求書（第6号様式）の提出により交付する。

2 助成金の交付は、4月から9月分（以下「前期」という）と、10月から3月分（以下「後期」という）に分けて交付することとし、交付決定額の半額ずつを交付する。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、当該年度の活動終了後、三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに、会長に提出しなければならない。

(1) 活動実施報告書（第8号様式）及び収入支出決算書（第9号様式）

(2) 活動に要した費用の領収書の原本

(3) 活動に関する資料及び写真等

(4) その他、会長が必要とする書類

(助成金の精算)

第10条 交付された助成金については当該年度においてのみ使用することが出来る。

- 2 交付された助成金について、実績報告においてやむを得ず繰越金が発生する場合は、その理由を報告し、会長の指示を受けなければならない。
- 3 会長は前項において、繰越金が認められないと判断した場合は、その理由と金額をボランティア活動支援助成金返還通知書(様式第10号)にて通知すると共に、返還を命ずる。
- 4 助成金を交付されている団体が翌年度の申請をしている上で、前項において返還金が発生した場合は、翌年の交付決定額から返還金を差し引いて交付することが出来る。
(削除)

(助成金の返還等)

第11条 会長は、助成金の交付を受けたものが次のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請事業や助成の目的以外のものに助成金を使用したとき
- (2) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 第9条による実績報告を怠り、また提出の指示に従わなかったとき
- (4) 年度内又は年度末において活動の休止又は団体の解散があり、第9条による実績報告において助成金の未使用分がある場合
- (5) その他、会長の指示に従わなかったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年3月1日に一部変更する。

この要綱は、令和5年1月1日に一部変更する。

この要綱は、令和5年4月1日に一部変更する。